

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和5年3月9日(2023.3.9)

【公開番号】特開2020-141704(P2020-141704A)

【公開日】令和2年9月10日(2020.9.10)

【年通号数】公開・登録公報2020-037

【出願番号】特願2020-94794(P2020-94794)

【国際特許分類】

C 1 2 N 5/071(2010.01)

C 1 2 Q 1/6851(2018.01)

C 1 2 Q 1/686(2018.01)

10

【F I】

C 1 2 N 5/071

C 1 2 Q 1/6851 Z

C 1 2 Q 1/686 Z

【誤訳訂正書】

【提出日】令和5年2月20日(2023.2.20)

【誤訳訂正1】

20

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a. 培養容器と、

b. ある量の分化培地と、ここで、前記分化培地が、i) トリヨードチロニン、又は i) トリヨードチロニンと A L K 5 阻害剤の両方を補充した増殖培地を含む、

c. ヒト多能性幹細胞から誘導した分化した細胞の集団と、ここで、少なくとも10パーセントの前記分化した細胞が、P D X 1、N K X 6 . 1 及び H B 9 を共発現する、を含み、前記分化した細胞が、膀胱内胚葉 / 内分泌前駆細胞を含む、インビトロ細胞培養物。

30

【請求項2】

前記 A L K 5 阻害剤が、S D 2 0 8、A L K 5 阻害剤 I I、又は A L X - 2 7 0 - 4 4 5 である、請求項1に記載の細胞培養物。

【請求項3】

前記増殖培地が、M C D B 1 3 1 である、請求項2に記載の細胞培養物。

【請求項4】

前記分化した細胞が、膀胱内分泌細胞に特徴的なマーカーを発現している細胞を含む、請求項1～3のいずれか1項に記載の細胞培養物。

40

【請求項5】

前記増殖培地にさらに、

a. M R T 1 0 又はシクロパミンから選択される スムーズド 受容体阻害剤と、

b. S A N T - 1 又は H P I - 1 から選択される S H H シグナル伝達経路アンタゴニストと、

c. L D N - 1 9 3 1 8 9、N o g g i n 又は C h o r d i n から選択される B M P 受容体阻害剤と、

d. T P B、P D B u、P M A 及び I L V から選択される P K C アクチベータと、

e. F G F 7 又は F G F 1 0 から選択される線維芽細胞増殖因子と、

50

- f . レチノイン酸と、
- g . アスコルビン酸と、
- h . ヘパリンと、
- i . 硫酸亜鉛

の1つ又は2つ以上が補充される、請求項1～3のいずれか1項に記載の細胞培養物。

【請求項6】

前記増殖培地にさらに、SANT-1、レチノイン酸及びアスコルビン酸が補充される、請求項5に記載の細胞培養物。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

10

【訂正対象項目名】0027

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0027】

しかしながら、特定の集団中の全ての細胞が、同一の速度で、これらのステージを通して進むわけではないことが留意されるべきである。結果として、とりわけ後期分化ステージにて、集団に存在する主要な細胞よりも、少なく、又は多く、分化経路を下って進んだ細胞の存在を検出することは、インビトロ細胞培養において、珍しいことではない。例えば、ステージ5での細胞培養の間、膵臓内分泌細胞に特徴的なマーカーの発現が見られることは珍しいことではない。本発明を例示する目的のために、以上で同定したステージに関連した種々の細胞型の特徴を本明細書で記述する。

20

30

40

50